

**事前相談の受付枠の空きが無くなりましたので、
事前相談・確認書発行の受付は終了しました**

1月

『認定経営革新等支援機関による確認書』発行にかかる手続きについて

大阪商工会議所

大阪商工会議所は、令和2年度第3次補正「事業再構築補助金」(第4回公募)申請の事前相談ならびに『認定経営革新等支援機関による確認書』(以下、確認書)の発行を下記要領にて実施します。

事前相談・確認書発行は「**緊急事態宣言特別枠**」「**最低賃金枠**」あわせて**12社限定、予約制・先着順で、定数に達し次第、受付を終了します**。(大阪商工会議所2階経営相談室のみで対応し、支部では対応しません)

※事前に必ず、制度概要と事業再構築指針(経済産業省 HP: <https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyosaikoutiku/index.html>)、公募要領(事業再構築補助金事務局 HP: <https://jigyousaikouchiku.go.jp/>)をご覧ください、公募内容を把握するとともに補助対象事業の要件に該当するかをご確認ください。

1. 事前相談ならびに確認書発行の対象(①～⑦のすべてを満たす必要があります)

- ①大阪商工会議所の会員事業者
- ②大阪府内の中小企業・小規模事業者等
- ③同補助事業の主たる実施の場所が大阪府内
- ④**緊急事態宣言特別枠** または **最低賃金枠** (100万円～従業員数により500万円、1,000万円、1,500万円)を申請
- ⑤「GビズIDプライムアカウント」(<https://gbiz-id.go.jp/top/>) または「暫定GビズIDプライムアカウント」(https://jigyousaikouchiku.jp/pdf/gbiz_faq.pdf) を取得済み、または取得申請中
- ⑥同補助金の事業計画書を作成している
- ⑦同補助金にかかる事業計画の策定に関する**アドバイス**と**確認書発行**の双方を希望(片方だけの受付はいたしかねます)

2. 事前相談について **※作成作業、作成代行は一切行いません。**

事前に作成された事業計画書に対し、2回を限度にアドバイスをを行います。(11月8日(月)～12月9日(木))

3. 事前相談ならびに確認書発行の申し込みから確認書発行まで

- 1) 相談申込書と確認書発行申込書(**緊急事態宣言特別枠**、**最低賃金枠**)をダウンロードし、**FAX(06-4791-0444)**にてご送付ください。内容を確認後、電話で日程調整等の連絡をいたします。
※先着順で12社に達し次第、受付を終了します。
- 2) 事前相談(2回まで) ※下記書類のコピーを各2部ご持参願います。
 - ①電子申請入力項目
 - ②事業計画書(①と別に作成している場合)
 - ③直近2期分の決算書
 - ④コロナ以前に比べて売上高(または付加価値額)が減少したことを示す書類
 - ⑤労働者名簿
 - ⑥<緊急事態宣言特別枠を申請する場合>2021年1～9月のいずれかの月の売上高が対前年(又は対前々年)同月比で30%以上減少していることを証明する書類
 - ⑦<最低賃金枠を申請する場合>事業場内最低賃金を示す書類
- 3) 大阪商工会議所から電話等での追加確認
- 4) 確認書の発行

4. 注意事項

- ・大阪商工会議所の確認書発行は、補助金の採択を保証するものではありません。
- ・事業計画書等の内容により、大阪商工会議所の判断で確認書を発行しない場合があります。

5. その他

有料での申請書類作成支援を希望されるものの依頼先が無い場合は、下記のいずれかの方法にてご対応いただきますようお願い申し上げます。

- ・認定経営革新等支援機関検索システム(https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea)で検索し、依頼する。
- ・大阪商工会議所の会員サムライ業を掲載した「大阪サムライ検索ウェブ」(<https://www.osaka.cci.or.jp/samurai/>)で認定経営革新等支援機関である士業を選んで依頼する。
- ・大阪商工会議所の会員サムライ業を掲載した「大阪サムライ検索ウェブ」に登録している「事業再構築補助金の事業計画策定を支援する士業」(https://www.osaka.cci.or.jp/b/pdf21/s_list2104.pdf)のリストから選んで依頼する。

【本件問い合わせ】大阪商工会議所 中小企業振興部 経営相談室

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8 TEL:06-6944-6471 FAX:06-4791-0444